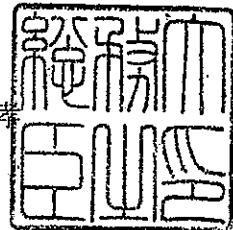


總政企第202号
平成25年10月30日

統計委員会委員長

樋口美雄殿

総務大臣
新藤義孝



諮問第59号

造船造機統計調査の変更について（諮問）

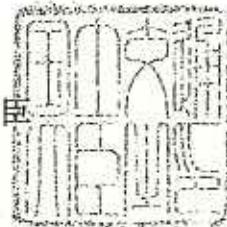
標記について、平成25年10月9日付け国総情政第115号により国土交通大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

別添

国総情政第115号
平成25年10月9日

総務大臣 殿

国土交通大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

造船造機統計調査

主管部課	総合政策局情報政策課交通統計室
事務担当者	石橋 千恵子 電話 03 (5253) 8348 e-mail : ishibashi-c2iv@mlit.go.jp

別紙

申 請 事 項 記 載 書

1 調査の名称 造船造機統計調査

2 変更の内容

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
造船造機統計調査要綱	造船造機統計調査要綱 <u>昭和25年2月26日承認</u> <u>平成21年1月14日最終変更</u> <u>平成21年4月1日施行</u> <u>I 調査の目的、事項、範囲、期日及び方法</u>	平仄を合わせるため
<u>1 調査の名称</u> <u>造船造機統計調査</u>		平仄を合わせるため
<u>2 調査の目的</u> <u>本調査は、造船及び造機の実態を明らかにすることを目的とする。本調査は、造船調査及び造機調査に分ける。</u>	<u>1 目的</u> <u>この調査は、造船及び造機の実態を明らかにすることを目的とする。この調査は、造船調査及び造機調査に分ける。</u>	平仄を合わせるため
<u>3 調査対象の範囲</u> <u>(1) 地域的範囲</u> <u>全国</u> <u>(2) 属性的範囲</u> <u>ア 造船調査 鋼製船舶(以下「鋼船」という。)又は鋼船以外の船舶で総トン数20トン以上若しくは長さ15メートル以上のものの製造設備又は入きよ設備若しくは上架設備を有する工場(事業</u>	<u>3 範囲</u> <u>この調査は、下記の調査対象について行う。</u> <u>(1) 造船調査は、鋼製船舶又は、鋼製の船舶以外の船舶で総トン数20トン以上若しくは長さ15メートル以上のものの製造設備又は入きよ設備若しくは上架設備を有する工場(事業</u>	平仄を合わせるため

<p>は上架設備を有する工場 (事業場を含む。以下同じ。)</p> <p><u>イ 造機調査</u> 別表に掲げる 舶用機関等の製造又は修繕 に常時10人以上の従業員を 使用している工場</p>	<p>場を含む。以下同じ。) <u>について調査する。</u></p> <p><u>(2) 造機調査は、別表に掲げる 舶用機関等の製造又は修繕に 常時10人以上の従業員を使用 している工場について調査す る。</u></p>	
<p><u>4 報告を求める者</u></p> <p><u>(1) 数</u></p> <p>ア 造船調査 約900 イ 造機調査 約600</p> <p><u>(2) 選定の方法 (■全数 □無 作為抽出 □有意抽出)</u></p> <p>ア 造船調査 造船法第6条 に基づく届出により全数調 査を行う。 イ 造機調査 造船法第6条 に基づく届出及び造船法施 行規則第5条に基づく報告 等により全数調査を行う。</p>	<p>平仄を合わせるため</p>	
<p><u>(3) 報告義務者</u></p> <p>ア 造船調査 <u>3-(2)-ア</u> に規定する工場を事実上管 理する者が報告するものと する。 イ 造機調査 <u>3-(2)-イ</u> に規定する工場を事実上管 理する者が報告するものと する。</p>	<p><u>5 方法</u></p> <p><u>(1) 報告義務者</u></p> <p>ア 造船調査は、<u>3の(1)</u> に規定する工場を事実上管 理する者が報告するものと する。 イ 造機調査は、<u>3の(2)</u> に規定する工場を事実上管 理する者が報告するものと する。</p>	<p>平仄を合わせるため</p>

<p><u>準となる期日又は期間</u></p> <p><u>本調査は、下記により実施する。ただし、下記の（1）-アの船舶には鋼船以外の船舶のうち総トン数20トン未満で、かつ、長さ15メートル未満のものを含まない。</u></p> <p><u>（1）報告を求める事項（詳細は調査票を参照）</u></p> <p><u>ア 造船調査</u></p> <p><u>・製造船舶（区分（受注、起工、進水、しゅん工）、国籍、建造許可番号、船番、船名、船質、用途、トン数区分、トン数、載貨重量トン数、船価、契約年月日、起工（予定）年月日、進水（予定）年月日、しゅん工（予定）年月日）</u></p> <p><u>※船価については、鋼船及び鋼船以外の船舶のしゅん工時に調査を行う。</u></p> <p><u>・修繕船舶（船質、国籍、工事区分、隻数、トン数区分、トン数、工事金額）</u></p> <p><u>※独航不能船舶を除く。</u></p> <p><u>イ 造機調査</u></p>	<p><u>この調査は、下記に掲げる事項について、別紙第1号様式及び第2号様式により行う。ただし、下記の（1）のイ及びウの船舶には鋼製の船舶以外の船舶のうち総トン数20トン未満で、かつ、長さ15メートル未満のものを含まない。</u></p> <p><u>（1）造船調査</u></p> <p><u>ア 工場の名称及び所在地</u></p> <p><u>イ 製造船舶</u></p> <p><u>ウ 修繕船舶</u></p> <p><u>（2）造機調査</u></p> <p><u>ア 工場の名称及び所在地</u></p>	<p>平仄を合わせるため</p> <p>統計の作成を目的とした事項ではないため申請事項から削除</p> <p>我が国造船業について、国際競争の激化等に対応した施策を展開するため、調査事項に船舶の受注に係る事項を追加し、船舶の受注の状況を適時的に把握する必要があるため</p> <p>平仄を合わせるため</p> <p>統計の作成を目的とした事項ではないため申請事項から削除</p>
--	--	---

<p>・船用機関等（機種、型式）の製造高（製造月、数量、合計量区分、合計量、合計金額）、四半期末在庫高（数量、金額）及び四半期修繕高（数量、工事金額）</p>	<p>イ 船用機関等の製造高及び部品製造高、四半期末在庫高及び四半期修繕高</p>	<p>平仄を合わせるため</p>
<p>（2）基準となる期日又は期間 ア 造船調査 毎月末現在 イ 造機調査 每四半期末現在</p>	<p>4 期日 （1）造船調査は、毎月末現在 （2）造機調査は、毎四半期末現在</p>	
<p>6 報告を求めるために用いる方法 （1）調査組織 <u>国土交通省－地方運輸局等</u> －報告者</p>	<p>5 方法 （2）報告及び調査の方法 ア 報告者は、郵送配布された調査票に所定の事項を記入し工場の所在地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長（運輸支局又は海事事務所が工場の所在地を管轄していない場合は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。））に造船調査にあっては調査月の翌月10日までに、造機調査にあっては調査四半期の翌月10日までに提出する。</p>	<p>平仄を合わせるため</p>
<p>（2）調査方法（□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 ■その他（FAX）） オンライン調査は、国土交通省オンライン申請システムのほか、電子メールも含む。なお、電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。FAXについては、国土交通省から報告者に対して、郵送により調査票を配布し、FAXにより調査票を回収（報告者が送信）する方法により行う。なお、FAXによる調査票の送信に当たっては、調査票の送信前後に、</p>	<p>なお、報告は国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年国土交通省令第二十五号）第三条に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。この場合、国土交通</p>	

<p><u>報告者と国土交通省の双方において、調査票の送付・受取の確認連絡によるセキュリティ対策を講ずることとする。</u></p>	<p>省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が地方運輸局長、運輸支局長又は海事事務所長（以下「地方運輸局長等」という。）に提出されたものとみなす。</p> <p>イ 地方運輸局長等は、報告者の提出した調査票を整理審査し、造船調査にあっては調査月の翌月15日までに、造機調査にあっては調査四半期の翌月15日までに国土交通大臣に提出する。</p> <p>なお、電子情報処理組織を使用して報告がされた場合は、地方運輸局長等が審査・整理を終了したときに調査票が国土交通大臣に送付されたものとみなす。</p>	<p>平仄を合わせるため</p>
<p><u>7 報告を求める期間</u></p> <p><u>(1) 調査の周期</u></p> <p>ア 造船調査 毎月</p> <p>イ 造機調査 四半期</p> <p><u>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</u></p> <p>ア 造船調査 提出期限は、調査月翌月の10日</p> <p>イ 造機調査 提出期限は、調査四半期最終月翌月の10日</p>	<p>II 集計事項及び集計方法</p>	<p>平仄を合わせるため</p>
<p><u>8 集計事項</u></p>	<p>1 集計事項</p>	

<p><u>ア 造船調査</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>国内船・輸出船別建造工場数</u> ・<u>鋼船建造実績</u> ・<u>強化プラスチック(木)船しゅん工実績</u> ・<u>用途別・トン数階級別受注 鋼船隻数及びトン数</u> ・<u>用途別・トン数階級別起工 鋼船隻数及びトン数</u> ・<u>用途別・トン数階級別進水 鋼船隻数及びトン数</u> ・<u>用途別・トン数階級別しゅん工鋼船隻数、トン数及び 船価</u> ・<u>用途別・トン数階級別しゅん工強化プラスチック (木)船隻数、トン数及び 船価</u> ・<u>独航不能船舶のしゅん工隻 数、トン数及び船価</u> ・<u>船質別・国籍別修繕船舶隻 数、トン数及び修繕高</u> ・<u>地方運輸局管轄区域別建造 実績及び船舶修繕実績</u> <p><u>イ 造機調査</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>月別・機種及び部品別製造 高</u> ・<u>機種別四半期末在庫高及び 四半期修繕高</u> 	<p><u>(1) 造船調査は、下記に掲げる事項を集計する。</u></p> <p><u>ア 用途、トン数階級、起工、進水別鋼船の隻数及びトン数</u></p> <p><u>イ 用途及びトン数階級別しゅん工船舶の隻数、トン数及び船価</u></p> <p><u>ウ 国籍及び船質別修繕船舶の隻数、トン数及び修繕高</u></p> <p><u>(2) 造機調査は、下記に掲げる事項を集計する。</u></p> <p><u>イ 機種別部品製造高</u></p> <p><u>ア 機種別製造高、四半期末在庫高及び四半期修繕高</u></p> <p><u>2 集計方法</u></p>	<p>我が国造船業について、国際競争の激化等に対応した施策を展開するため、調査事項に船舶の受注に係る事項を追加し、船舶の受注の状況を適時的把握する必要があるため</p> <p>平仄を合わせるため</p>
--	--	---

	<p><u>国土交通大臣は、自ら受理した調査票を審査集計する。</u></p>	
<u>9 調査結果の公表の方法及び期日</u>	<u>3 結果の公表の方法及び期日</u>	平仄を合わせるため
<u>(1) 公表の方法</u>	<u>(1) 国土交通大臣は集計結果を造船調査にあっては造船統計月報その他により、造機調査にあっては造機統計四半期報その他により公表する。</u>	
<u>ア 造船調査 「造船統計月報」としてとりまとめ、インターネット(国土交通省ホームページ及びe-Stat)及び印刷物により公表する。</u>		
<u>イ 造機調査 「造機統計四半期報」としてとりまとめ、インターネット(国土交通省ホームページ及びe-Stat)及び印刷物により公表する。</u>		
<u>(2) 公表の期日</u>	<u>(2) 公表の期日は、月報については、調査月の翌々月末日までに、四半期報については、調査四半期の翌々月末日までに公表する。</u>	
<u>ア 造船調査 「造船統計月報」については、調査月の翌々月末日までに行う。</u>		
<u>イ 造機調査 「造機統計四半期報」については、調査四半期最終月の翌々月末日までに行う。</u>		
<u>10 使用する統計基準</u>		平仄を合わせるため
<u>本調査は、船舶及び舶用機関等を製造する工場を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に統計基準を用いる余地が小さいことから、いずれの統計基準も使用しない。</u>		

<p><u>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</u></p> <p><u>(1) 調査票情報の保存期間</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・記入済み調査票：2年 ・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年 <p><u>(2) 保存責任者</u></p> <p><u>国土交通省総合政策局情報政策課交通統計室長</u></p>	<p><u>4 関係書類の保存期間及び保存責任者</u></p> <p><u>(1) 国土交通大臣の保存する調査票の保存期間は二年、国土交通大臣の作成した集計表の保存期間は二年とする。</u></p> <p><u>(2) 国土交通大臣は、調査票及び集計表を収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を永年保存する。</u></p> <p><u>(3) 保存責任者は国土交通大臣とする。</u></p>	平仄を合わせるため
<p><u>12 立入検査等の対象とすることができる事項</u></p> <p><u>当該事項なし</u></p>	<p><u>別紙第1号様式及び第2号様式</u> <u>[略]</u></p> <p><u>別表</u> <u>(略)</u></p>	平仄を合わせるため

造船造機統計調査要綱（変更後）

1 調査の名称

造船造機統計調査

2 調査の目的

本調査は、造船及び造機の実態を明らかにすることを目的とする。本調査は、造船調査及び造機調査に分ける。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

ア 造船調査 鋼製船舶（以下「鋼船」という。）又は鋼船以外の船舶で総トン数 20 トン以上若しくは長さ 15 メートル以上のものの製造設備又は入きよ設備若しくは上架設備を有する工場（事業場を含む。以下同じ。）

イ 造機調査 別表に掲げる舶用機関等の製造又は修繕に常時 10 人以上の従業員を使用している工場

4 報告を求める者

(1) 数

ア 造船調査 約 900

イ 造機調査 約 600

(2) 選定の方法（■全数 □無作為抽出 □有意抽出）

ア 造船調査 造船法第 6 条に基づく届出により全数調査を行う。

イ 造機調査 造船法第 6 条に基づく届出及び造船法施行規則第 5 条に基づく報告等により全数調査を行う。

(3) 報告義務者

ア 造船調査 3-（2）-アに規定する工場を事実上管理する者が報告するものとする。

イ 造機調査 3-（2）-イに規定する工場を事実上管理する者が報告するものとする。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

本調査は、下記により実施する。ただし、下記の（1）-アの船舶には鋼船以外の船舶のうち総トン数 20 トン未満で、かつ、長さ 15 メートル未満のものを含まない。

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

ア 造船調査

- ・製造船舶（区分（受注、起工、進水、しゅん工）、国籍、建造許可番号、船番、船名、船質、用途、トン数区分、トン数、載貨重量トン数、船価、契約年月日、起工（予定）年月日、進水（予定）年月日、しゅん工（予定）年月日）
※船価については、鋼船及び鋼船以外の船舶のしゅん工時に調査を行う。
- ・修繕船舶（船質、国籍、工事区分、隻数、トン数区分、トン数、工事金額）
※独航不能船舶を除く。

イ 造機調査

- ・舶用機関等（機種、型式）の製造高（製造月、数量、合計量区分、合計量、合計金額）、四半期末在庫高（数量、金額）及び四半期修繕高（数量、工事金額）

(2) 基準となる期日又は期間

ア 造船調査 毎月末現在

イ 造機調査 每四半期末現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

国土交通省－地方運輸局等－報告者

(2) 調査方法（□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 ■その他（FAX））

オンライン調査は、国土交通省オンライン申請システムのほか、電子メールも含む。なお、電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。FAXについては、国土交通省から報告者に対して、郵送により調査票を配布し、FAXにより調査票を回収（報告者が送信）する方法により行う。なお、FAXによる調査票の送信に当たっては、調査票の送信前後に、報告者と国土交通省の双方において、調査票の送付・受取の確認連絡によるセキュリティ対策を講ずることとする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

ア 造船調査 毎月

イ 造機調査 四半期

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア 造船調査 提出期限は、調査月翌月の 10 日

イ 造機調査 提出期限は、調査四半期最終月翌月の 10 日

8 集計事項

ア 造船調査

- ・国内船・輸出船別建造工場数
- ・鋼船建造実績
- ・強化プラスチック（木）船しゅん工実績
- ・用途別・トン数階級別受注鋼船隻数及びトン数
- ・用途別・トン数階級別起工鋼船隻数及びトン数
- ・用途別・トン数階級別進水鋼船隻数及びトン数
- ・用途別・トン数階級別しゅん工鋼船隻数、トン数及び船価
- ・用途別・トン数階級別しゅん工強化プラスチック（木）船隻数、トン数及び船価
- ・独航不能船舶のしゅん工隻数、トン数及び船価
- ・船質別・国籍別修繕船舶隻数、トン数及び修繕高
- ・地方運輸局管轄区域別建造実績及び船舶修繕実績

イ 造機調査

- ・月別・機種及び部品別製造高
- ・機種別四半期末在庫高及び四半期修繕高

9 調査結果の公表の方法及び期日

（1）公表の方法

ア 造船調査 「造船統計月報」としてとりまとめ、インターネット（国土交通省ホームページ及びe-Stat）及び印刷物により公表する。

イ 造機調査 「造機統計四半期報」としてとりまとめ、インターネット（国土交通省ホームページ及びe-Stat）及び印刷物により公表する。

（2）公表の期日

ア 造船調査 「造船統計月報」については、調査月の翌々月末日までに行う。

イ 造機調査 「造機統計四半期報」については、調査四半期最終月の翌々月末日までに行う。

10 使用する統計基準

本調査は、船舶及び船用機関等を製造する工場を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に統計基準を用いる余地が小さいことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

- ・記入済み調査票：2年
- ・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

(2) 保存責任者

国土交通省総合政策局情報政策課交通統計室長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

当該事項なし

別表

舶用機関等

舶用タービン、火花点火機関、ディーゼル機関、船外機、舶用ボイラ、補助機械、操舵装置、操船装置、係船荷役機械、軸系及びプロペラ、航海用具、錨・錨鎖、自動化機器